

## 令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会(第5回)議事録

■日時 令和5年11月16日(木)午前10時00分～午前10時37分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、奥部会長、飯泉委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、速水委員、水本委員、横田委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、史跡・文化財、廃棄物、景観及び生物・生態系の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和5年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第5回）  
速記録

令和5年11月16日（木）  
Webによるオンライン会議

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員12名のうち10名の出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和5年度第5回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○奥部会長 はい。分かりました。皆様、おはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はWeb上での傍聴のみとなっております。傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

○奥部会長 分かりました。

では、ただいまから第一部会を開催いたします。本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第1の「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局より、資料を御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの13項目です。

2 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系の4項目です。

選定した評価項目及び選定しなかった項目について、委員からの御意見がございますが、後ほど説明いたします。

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見は、5ページからの別紙のとおりとなります。

5 ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書は0件、周知地域区長からの意見は、文京区長、新宿区長及び千代田区長の意見があり、合計3件でした。

次に、2 周知地域区長からの意見を要約して説明いたします。

文京区長からは、選定されている項目で、大気汚染について、事業実施について、既存建物の解体工事を行う際に含有されているアスベスト等の使用状況を調査し、それらを有する場合は、法令に則して適正に処理されたい。また、関係車両の運転者にアイドリングストップを遵守させる等、適切な措置を講じられたいとの御意見をいただきました。

騒音・振動について、設備機器の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音について、適切な機器の導入を選定されたい。自動車利用の合理化、交通量の円滑化等に努められたい。特に迷惑駐車防止に徹底されたい。

土壌汚染について、土壌汚染が確認された場合は、関連法令等を遵守し、処理されたい。地盤について、掘削工事に伴う地盤の変形の調査等をされたい。

水循環について、掘削工事で地下水位調整等工事について、十分な調査を行われたい。

日影について、周辺地域の都市生活環境の保全について、配慮されたい。

電波障害について、計画建物について、テレビ電波の受信障害が生じることがないように計画されたい。また、電磁波について調査し、影響について配慮されたい。

風環境について、周辺の風環境が悪化しないよう、適切な措置を講じられたい。

景観について、周辺地域の景観特性との調和に配慮し、美しいまちなみの形成に努められたい。

史跡・文化財について、特別史跡及び特別名勝「小石川後樂園」に近接していることから、調査等について、関係機関との協議に基づき適切に対処されたい。

自然との触れ合い活動の場について、工事施工中及び完了後による影響には十分な配慮をされたい。

廃棄物について、廃石綿等の特別管理産業廃棄物は、法令等を遵守し適正に処理されたい。また、建設廃棄物の減量化と再資源化に努められたい。

温室効果ガスについて、工事の完了後における施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又は、エネルギー使用量の予測を十分に調査し、文京区の2050ゼロカーボンシティの取組に配慮した温室効果ガスの削減を講じられたい。

選定されていない項目で、悪臭につきまして、計画建物の供用後の臭気（ビルピット、

事業所等) について、調査項目に設定されたい。

水質汚濁について、揚水施設を設けるときは、調査項目に選定し、設置工事に伴い法令  
手続を講じられたい。

地形・地質について、地下4層の構造物による掘削があり、調査項目に選定されたい。

生物・生態系について、計画地に近接し、小石川後樂園及び神田川があり、調査項目に  
選定されたい。

続きまして、新宿区長からは、全般事項として、周辺地域への環境影響を最小限に止め、  
周辺環境との調和を図り、適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望するとの御意見を  
いただきました。

また、環境影響評価項目に関する意見としましては、大気汚染について、建設機械の稼  
働及び工事車両の走行・搬出入等に伴い発生する排出ガス・粉塵等に対し、施工計画等の  
十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

騒音・振動について、工事車両の走行・搬出入等に伴う騒音・振動等に対し、誘導経路  
の確保や誘導員を配置するなど、施工計画の段階で十分な検討を行い、近隣への影響を極  
力小さくするよう努められたい。

景観について、計画地は笹笥地域の北東側に隣接している。当該地域についても、より  
良好な景観形成が図れるよう配慮されたい。

また、代表的な眺望地点の選定に当たっては、神楽坂の風情あるまちなみからの眺望へ  
の影響を検証するため、適切に追加選定されたい。

温室効果ガスについて、工事施行中及び施設の供用にあたっては、二酸化炭素排出量の  
削減がより一層推進されるよう検討されたい。

また、その他の事項としては、施工者は工事期間中を含め、環境に関する苦情及び要望  
等が生じた際に対応する窓口を設置し、誠実かつ適切な対応を行うよう要望する。

住民及び事業者から排出される廃棄物による環境衛生対策について、十分な検討を行い、  
適切な対応が行われるよう要望する。

当該事業関係者及び商業施設への来訪者に対して、路上喫煙禁止やごみのポイ捨て防止  
の啓発等について、十分に検討の上、対策を講じていただくことを要望する、との御意見を  
いただいております。

続きまして、千代田区長からは、大気汚染について、工事車両の窒素酸化物や粉じんを  
防止するため、最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対

策を徹底されたい、との御意見をいただいております。

騒音・振動について、工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜、工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道への騒音の防止に努められたい。

景観について、水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観に貢献する計画とすること。川に向けた第三者広告物の設置は避け、自家用広告物についても、大きさや位置等に配慮すること、などの御意見をいただきました。

それでは、3ページにお戻りください。

まず、選定した環境影響評価項目についてですが、史跡・文化財について、計画地内及びその周辺は埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づいた予測・評価を行うこと、との御意見をいただきました。

続きまして、廃棄物について、計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにしたうえで予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること、との御意見をいただきました。

次に、選定しなかった環境影響評価の項目についてですが、生物・生態系について、計画地周辺には小石川後楽園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後楽園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること、との御意見をいただきました。

資料についての説明は以上となります。

○奥部会長 ありがとうございます。選定した環境影響評価の項目において、史跡・文化財、そして、廃棄物について御意見がありました。

項目を担当されております委員の皆様から、補足の説明などありましたらお願いしたいと思っております。

まず、史跡・文化財御担当の水本委員、補足をお願いしますでしょうか。

○水本委員 はい、分かりました。追加でコメントさせていただきます。

こちらは、旧江戸城外堀で、その部分、神田川になっておりますけれども、それと小石川後樂園、この辺りの文化財の意味での景観との調和というところも特に気にしていただきたいというようなことを考えております。

それで、調査計画書の14ページに、緑化計画というのがありますけれども、こういう景観との調和という意味でも考えていただきたいところです。これは文化とか歴史的な景観という意味で申し上げております。

こちらの地域、85ページのほうにそういった景観配慮に関するところもありますので、その辺りのこともよく考慮させていただきたいということ。

それから、この文京区はちょっと外れておるのですけれども、千代田区と新宿区と港区のほうでは既に江戸城外堀跡の保存管理計画というのを出して、外堀景観をどのように保全するかという立場からの表明がありますので、そちらもちょっと気にしてもらいたいというふうに考えております。

もう一つは神田川の辺りについては、今、水辺環境の観光というのを結構盛んに行っていると思うのですけれども、そちらの船に乗ったときに、船から見上げる都市景観というのが、非常に今まで無機質で、あまりちょっと面白みが、この辺り、船の観光というのが、江戸時代の町並みとか、江戸・東京を見るというような視点では見ているのですけれども、果たしてそれがどんな歴史に対応するのかというのが、いまいち船のどこか、見上げる都市景観が見えてこない部分がありまして、こういったところも実は今後の景観の一部、一角をなすということにおいては、非常に重要な視点なのかなというふうに思っております。

そして、その付近の遺跡のことをちょっとコメントさせていただいたのですけれども、この辺り、非常に重要な遺跡の集まっているゾーンでして、その上で、その重要性の中では、旧神田川、それから、平川という川の流路なのですが、旧河道というものにこの地点が一部含まれている可能性がありますので、これは遺跡を形成する地理とともに、その都市の地盤という意味でも、この旧河道は重要だと思っておりますので、いろんな意味で埋蔵文化財については気にしていただけないかなというふうに考えております。

以上です。

○奥部会長 御説明、ありがとうございました。

そして、廃棄物御担当の荒井委員は本日御欠席ですけれども、事務局のほうで何かコメントを預かっていますか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局としては、特にコメントはいただいておりません。

○奥部会長 はい。分かりました。

そして、次に、選定しなかった環境影響評価の項目においては、生物・生態系について、こちらは横田委員のほうから御意見がありました。

こちらについて、それでは、この項目を担当されております横田委員から、補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

○横田委員 まず、項目選定されていないということに対して、文京区長などから項目選定が必要ではないかという御意見がございまして、私もそのように考えておりますということです。

その背景といたしましては、まず小石川後樂園の存在が一つございます。

もう一つは、神田川の合流点に位置しておりまして、神田川沿いから崖線の緑にかけての生態系ネットワークのハブのような立地になっております。そこでの生物・生態系への配慮をより確実に行っていただくためには、やはり項目選定が必要ではないかというふうに考えております。

影響といたしましては、そういった河川沿いからの生態系ネットワークへの影響というのが、一つ注目するべき点の一つかなと思います。

もう一つは、小石川後樂園の植物・植生に対する影響ということで、離隔距離を踏まえたというふうに記載がありますけれども、例えば日照ですとか、風による乾燥化ですとか、そういったことによる生態系への影響ということも、視点として重要なことというふうにも考えております。

少し修正、追記など、後ほど可能ということで考えてよろしいのでしょうか。文言に関してですけれども。

○奥部会長 事務局、いかがでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 先ほど説明した案文の修正ですか。

○横田委員 はい。

○椿野アセスメント担当課長 最終的には、次回の総会にかけますので、修正があれば、後ほど御説明いただいて、部会長のほうにもその旨を報告した上で修正をしたいと思います。

○横田委員 はい。ちょっとよく分からなかったのが、資料の1-2に（案）とあって、今回、資料の1-1に審議資料とあるのですけれども、文案として、もう少し加筆すべきではないかというふうに考えているのですけれども、あるいは修正すべきではないかと考え

ているのですけれども。

項目ですよ、今回、生物・生態系に関しては議論できたのですけれども、景観に関して十分にあまり議論ができてないなというふうに考えていて、一応、文案も考えては来ているのですけれども、そういったことが追加可能なのかということもちょっとお伺いしたいなと思いました。

○奥部会長 項目も追加するということですか。

○横田委員 そうですね。景観に関してですけれども、たくさん御意見が上がっていますので、それも踏まえて、少し考えて、追加が可能かどうかを御検討いただきたいなと思いました。

○椿野アセスメント担当課長 事務局です。

横田委員、審議会の中で、先ほど文案があるということなので、御説明いただいて、それを一旦、審議会の皆さんで確認した上で、最終的にまとめていったほうが良いと思いますので、そこをお願いできますでしょうか。

○横田委員 はい。

○奥部会長 今、もう既に文案はお持ちなんですね。

○横田委員 自分としては、はい。

○奥部会長 そうですか。椿野さん、すみません、審議会の場で最終確認はしていただきまされども、もし、今、文案がおありでしたら、この部会で協議いただいたほうがよろしいかと思いますが。

○椿野アセスメント担当課長 横田先生、大丈夫ですかね。

○横田委員 はい。

○椿野アセスメント担当課長 細かい文言自体は後ほど大丈夫ですけど、内容を御説明していただければと思います。

○横田委員 はい。

○奥部会長 お願いいたします。

○横田委員 景観で、よく確認したところ、小石川後樂園からの景観の眺望景観なのですけれども、地点3というのが選定されているのですけれども、この取り方が少し、1点では不十分ではないかというのが私の考え方でありまして、文案として申し上げますと、「小石川後樂園からの眺望景観への予測・評価に当たっては、沿道上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測評価を行うこと」というふうにさせて

いただきました。もし加えられれば、「調査時期には冬季の落葉期を含めること」ということも、併せて追記いただきたいなと思いました。

以上です。

○奥部会長 はい。ありがとうございます。

それでは、今、選定した環境影響評価の項目、史跡・文化財と廃棄物に加えて、景観についても、横田委員のほうから、文案も含めて御説明がございました。それから選定しなかった環境影響評価の項目については、生物・生態系について、横田委員から御説明がありました。

では、これらの御説明について、御意見等、ほかの委員からございますでしょうか。

御発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

飯泉委員、お願いします。

○飯泉委員 答申とする必要はありませんが、地盤についてコメントを少しさせていただきたいと思います。

資料の計画書の72から77ページのところに、地盤とか、地質、地形があるのですが、現場はもともと後背湿地で盛土地、埋立地なので、地盤はどちらかというと強固ではないと思われれます。そこに、現状で地下4層の構造物の掘削があつて、そのすぐ近くに構造物がありまして、今回、工事をするという事ですので、十分な事前調査と慎重な工事をお願いしたいということコメントさせていただきます。

以上です。

○奥部会長 はい。ありがとうございます。

では、こちらは特にこれから審議します答申案に盛り込む必要はないけれども、事業者伝えてほしいというお話ですね。

事務局のほう、いかがですか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局です。今いただいた御意見については、事務局のほうから事業者のほうに伝えさせていただきます。

○奥部会長 はい。よろしくをお願いいたします。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私のほうも、前回の総会るとき、コメントを出すのを忘れていたのですが、答申に盛り込んでいただく必要はないかと思うのですが、コメントをさせてください。

この事業地の周辺は、医療施設とか福祉施設、それから、教育施設が結構たくさんあり

ます。特に事業区画の北東側に盲学校があります。盲学校の生徒というのは、結構、音にやっぱり一般の人より敏感なはずだと思います。それから、音というのは生活をしている上で、音を頼りにして生活をしていると思いますので、工事車両の走行ですとか、あと、建設工事による騒音に関して、特に予測をするときに盲学校の近くに予測ポイントを設けていただくとよいかなと思います。

以上です。お願いします。

○奥部会長 はい。ありがとうございます。

では、今の点につきましても、事務局のほうから事業者の方にお伝えいただくということでもよろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局です。答申に盛り込むのではなく、事業者に伝えるという形で発言いただきましたので、事務局のほうでしっかりと伝えさせていただきます。

○奥部会長 はい。お願いいたします。

では、堤委員、お願いします。

○堤委員 ありがとうございます。

私のほうも答申に入れる必要はないのですが、温室効果ガスに関してコメントをさせていただければと思います。

この事業全体で省エネルギーとか脱炭素を推進していただきたいと考えておりますので、2点、お願いとして、事業者にも事務局のほうからお伝えいただければと思っていることがあります。

1点目は、工事に当たっては、温室効果ガスの排出を少なくするような方法とか、工事車両を用いてくださいということです。

2点目は、今後の図書を作成するに当たって、温室効果ガスの削減の予測をされると思うのですが、この事業で実施予定の取組の効果というのをなるべく具体的に示してくださいということと、あと、今後、事業計画が具体化していく中で温室効果ガス削減の予測が変化するような場合には、情報を更新して共有していただければと考えております。

区長からも御意見が出ておりますけれども、併せてお伝えいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。それでは、今の御意見も、事業者のほうに事務局から伝えていただくということでお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、分かりました。

○奥部会長 では、玄委員、お願いします。

○玄委員 前は、私が出席できなかったかと思います。答申には入れる必要はないのですが、ぜひ事業者のほうに伝えていただきたいと思っています。

まずは風環境についてですが、駅広場のところは、1階の地上レベルと2階のデッキをつないでいるところがあるというふうに書いてありました。

今回、風環境を評価する上で、歩行者が使っている地上レベルと、あとは2階のところも、できる限り一緒に考慮して評価していただきたいというふうに思っています。

また、日影環境については、今、建設される予定の場所と、あと周辺を見ると、準工業地域というところがありますね。もし、これからこの周辺に何か新しく開発される予定の大規模な事業もないか、あとは、こういったことも一緒に確認して日影評価のほうも行っていただきたいなというふうに思っています。

準工業地域などであれば、日影環境についてはちょっと基準が緩くなってしまいますので、今後、その周辺のほうの土地利用がもし変わることがあり得るようであれば、そちらのほうもちょっと前もって考えていただきたい。そういうことで、確認は行っていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

○奥部会長 はい。ありがとうございます。

では、事務局のほうから、今の点についても、事業者のほうにお伝えいただくということでもよろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 はい、了解いたしました。

○奥部会長 ほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(なし)

○奥部会長 では、追加でいただいた御意見については、事業者のほうに事務局から伝えていただくということにさせていただきまして、最初に御確認いただいた、選定した環境影響評価の項目については、史跡・文化財、それから、廃棄物で、追加で横田委員から文案もお示しいただいた景観、3項目についてですね。

それから、選定しなかった環境影響評価の項目については、生物・生態系についての意見として答申案のほうに盛り込んでいくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○奥部会長 では、よろしければ、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、環境影響評価調査計画書として、第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果、第3としてその他事項を記載しております。

それでは、10ページの「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に関わる環境影響評価調査計画書について(案)を御覧ください。

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和5年9月11日に「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に関わる環境影響評価調査計画書について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、12ページに取りまとめております。

10ページにお戻りいただいて、

#### 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条1項の規定に基づき、調査計画書に関わる都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

史跡・文化財、廃棄物、生物・生態系の意見となります。

これらの項目については、先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので省略させていただきますが、先ほど景観について追加となりましたので、この部分については後ほど追加したものをお送りさせていただいて、確認をしていただこうと思っております。

続きまして、

#### 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更が生じた場合には、環境影響評価書(案)について対応すること。

説明は、以上になります。

○奥部会長 ただいまの説明について、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○奥部会長 では、特に御意見はないようですので、ただいま御説明いただいた内容で、それに景観についての文案、後でこれは御確認いただくということですが、そちらを御確認いただいた上で、次回の総会で報告をしたいと思います。

では、最後に、その他となりますけれども、何かございますでしょうか。

(なし)

○奥部会長 では、特になければ、これを持ちまして第一部会は終わらせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退室ボタン押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前10時37分 閉会)